

3. 産業廃棄物の焼却施設

(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

施設の維持管理の状況に関する公表事項	公表期日
イ. 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
ロ. 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ハ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの(ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合においては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度))に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ニ. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ホ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合においては、焼却炉中の温度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ヘ. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
ト. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。1回/6ヶ月以上測定)に関する次に掲げる事項 (廃PCB等、PCB汚染物、及びPCB処理物の焼却施設においては次の測定に関する事項を含む。排気口又は排気筒	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

<p>から排出される排ガス中のPCB濃度（1回/6ヶ月以上測定）。 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度（1回/6ヶ月以上測定）</p> <p>（1）測定に係る排ガス又は試料を採取した位置</p> <p>（2）測定に係る排ガス又は試料を採取した年月日</p> <p>（3）測定の結果の得られた年月日</p> <p>（4）測定の結果</p>	
---	--

（廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一項）